

【 訪問看護 運営指導（旧実地指導）
報酬請求指導（後編） 】

「加算」と「減算」の報酬を理解する



株式会社ケアモンスター

代表取締役 田中 大悟

社会福祉士・介護支援専門員



PROFILE

職歴

1998年 医療法人 整形外科病院 MSW (名古屋市)
(22-28歳) 老人保健施設 支援相談員 (老健施設:2施設の開設に関わる)
(28-30歳) 居宅介護支援事業所 管理者 兼 介護支援専門員

2006年 社会福祉法人 特別養護老人ホーム (石川県小松市)
(30-31歳) 経営企画室:生活相談員 兼 介護支援専門員

2007年 医療法人 脳神経外科病院 (石川県金沢市)
(31-35歳) 地域連携室 主任 MSW / 居宅介護支援事業所 介護支援専門員 兼務
地域連携室の立上 / 退院支援・退院調整 / 病診連・病病連窓口(紹介状管理・データ化)
回復期病棟立上げ / 病院機能評価対応 /
ベッドコントロール(医師の入退院の予定と実績のデータ化)/医療経営を学ぶ

2011年 医療法人 小規模診療所 理事 / MS法人 取締役(石川県小松市)
(35-38歳)
小規模診療所を中心とした地域包括ケアシステムの構築をテーマに下記介護事業の開設・運営を行う
住宅型有料老人ホーム:3事業 / 訪問介護:1事業 / 居宅介護支援事業:1事業
通所リハビリ:1事業 / 訪問看護:1事業 / 訪問リハビリ:1事業 / 通所介護:7事業
認知症共同生活介護: 1事業

2014年 合同会社JAPAN UNITED HOME CARE 設立
(38歳~) たなかだいご介護・福祉相談室 開設 (独立型社会福祉士事務所)
居宅介護支援事業所の運営・コンサル事業・セミナー事業

2018年11月 株式会社ケアモンスター 代表取締役 (社名変更)
今の福祉事業の概念を壊しながら、「新しい価値」と「新しい仕組み」を創造する！！

2012年09月 (石川県)加賀脳卒中地域連携協議会 理事

2013年12月 日本介護福祉経営人材教育協会 北信越支部 理事

2017年03月 日本デイサービス協会 監事

著書**2017年1月** 介護施設での生活相談員の仕事 (ナツメ社)

目次構成

目次構成	03
はじめに	04
1章：合成単位となる加算	05
2章：合成単位以外の加算と減算	07
おわりに	20

はじめに

運営指導（旧実地指導）の対応についての管理者さんの頭の中のモヤモヤ..

加算の算定要件は
正しく理解できているか..

加算算定に必要な
体制は守られているのか..

加算算定に必要な
記録物は正しく記載
できているか..



1章：合成単位となる加算

訪問看護 運営指導（旧実地指導） 報酬請求指導（後編）

1章：合成単位となる加算：「夜間・早朝・深夜の場合の訪問」と「複数名訪問加算」

①：イ：訪問看護ステーションにおける（保健師又は看護師による訪問）合成単位の例

訪問実施者	複数名訪問加算	訪問 I 1						訪問 I 2						訪問 I 3						訪問 I 4						訪問 I 4・長					
		夜間・早朝・深夜の加算	20分未満の合成単位数	30分未満の合成単位数	30分～1時間未満の合成単位数	1時間以上1時間30分未満の合成単位数	1時間30分以上の合成単位数	夜間・早朝・深夜の加算	20分未満の合成単位数	30分未満の合成単位数	30分～1時間未満の合成単位数	1時間以上1時間30分未満の合成単位数	1時間30分以上の合成単位数	夜間・早朝・深夜の加算	20分未満の合成単位数	30分未満の合成単位数	30分～1時間未満の合成単位数	1時間以上1時間30分未満の合成単位数	1時間30分以上の合成単位数	夜間・早朝・深夜の加算	20分未満の合成単位数	30分未満の合成単位数	30分～1時間未満の合成単位数	1時間以上1時間30分未満の合成単位数	1時間30分以上の合成単位数	夜間・早朝・深夜の加算	20分未満の合成単位数	30分未満の合成単位数	30分～1時間未満の合成単位数	1時間以上1時間30分未満の合成単位数	1時間30分以上の合成単位数
保健師 又は 看護師	複数名訪問加算 夜間、深夜、早朝とは？ ・夜間：18時～22時迄 ・深夜：22時～06時迄 ・早朝：06時～08時迄		313	470	821	1125	1425																								
		夜間早朝の場合 25%加算	391	588	1026	1406	1706	夜間早朝の場合 25%加算	391	588	1026	1406	1706	夜間早朝の場合 25%加算	391	588	1026	1406	1706	夜間早朝の場合 25%加算	391	588	1026	1406	1706	夜間早朝の場合 25%加算	391	588	1026	1406	1706
		深夜の場合 50%加算	470	705	1232	1688	1988	深夜の場合 50%加算	470	705	1232	1688	1988	深夜の場合 50%加算	470	705	1232	1688	1988	深夜の場合 50%加算	470	705	1232	1688	1988	深夜の場合 50%加算	470	705	1232	1688	1988
		早朝の場合 50%加算	470	705	1232	1688	1988	早朝の場合 50%加算	470	705	1232	1688	1988	早朝の場合 50%加算	470	705	1232	1688	1988	早朝の場合 50%加算	470	705	1232	1688	1988	早朝の場合 50%加算	470	705	1232	1688	1988
	複数名訪問加算（Ⅰ） 2人の看護師等 （保健師、看護師、 准看護師又は PT、OT、ST）	（30分未満）	567	724	1075	1379	1679	（30分未満）	567	724	1075	1379	1679	（30分未満）	567	724	1075	1379	1679	（30分未満）	567	724	1075	1379	1679	（30分未満）	567	724	1075	1379	1679
		夜間早朝の場合 25%加算	645	842	1280	1660	1960	夜間早朝の場合 25%加算	645	842	1280	1660	1960	夜間早朝の場合 25%加算	645	842	1280	1660	1960	夜間早朝の場合 25%加算	645	842	1280	1660	1960	夜間早朝の場合 25%加算	645	842	1280	1660	1960
		深夜の場合 50%加算	724	959	1486	1942	2242	深夜の場合 50%加算	724	959	1486	1942	2242	深夜の場合 50%加算	724	959	1486	1942	2242	深夜の場合 50%加算	724	959	1486	1942	2242	深夜の場合 50%加算	724	959	1486	1942	2242
		早朝の場合 50%加算	724	959	1486	1942	2242	早朝の場合 50%加算	724	959	1486	1942	2242	早朝の場合 50%加算	724	959	1486	1942	2242	早朝の場合 50%加算	724	959	1486	1942	2242	早朝の場合 50%加算	724	959	1486	1942	2242
	複数名訪問加算（Ⅱ） 2人の看護師等 （看護補助者）	（30分以上）			1223	1527	1827	（30分以上）			1223	1527	1827	（30分以上）			1223	1527	1827	（30分以上）			1223	1527	1827	（30分以上）			1223	1527	1827
		夜間早朝の場合 25%加算			1428	1808	2108	夜間早朝の場合 25%加算			1428	1808	2108	夜間早朝の場合 25%加算			1428	1808	2108	夜間早朝の場合 25%加算			1428	1808	2108	夜間早朝の場合 25%加算			1428	1808	2108
		深夜の場合 50%加算			1634	2090	2390	深夜の場合 50%加算			1634	2090	2390	深夜の場合 50%加算			1634	2090	2390	深夜の場合 50%加算			1634	2090	2390	深夜の場合 50%加算			1634	2090	2390
		早朝の場合 50%加算			1634	2090	2390	早朝の場合 50%加算			1634	2090	2390	早朝の場合 50%加算			1634	2090	2390	早朝の場合 50%加算			1634	2090	2390	早朝の場合 50%加算			1634	2090	2390

老企第36号4(9)より
居宅サービス計画又は訪問看護計画、サービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に、当該加算を算定するものとする。

なお、利用時間が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合においては、当該加算は算定できない。

看護補助者とは、訪問看護を担当する看護師等の指導の下に、療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）の他、居室内の環境整備、看護用品及び消耗品の整理整頓等といった看護業務の補助を行う者のことであり、資格は問わないが、秘密保持や安全等の観点から、訪問看護事業所に雇用されている必要があるものとする。（老企第36号4(10)③より）

訪問看護 運営指導（旧実地指導） 報酬請求指導（後編）

1章：合成単位となる加算：「夜間・早朝・深夜の場合の訪問」と「複数名訪問加算」

②：イ：訪問看護ステーションにおける（理学療法士等による訪問）合成単位の例

訪問実施者	複数名訪問加算	訪看ⅠⅤ		訪看ⅠⅤ		訪看ⅠⅤ・Ⅱ超	
		夜間・早朝・深夜 の加算	1回につき(20分)	2回(40分)	2回(40分)	2回を超える場合 3回(60分)	2回を超える場合 3回(60分)
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士			293	586		792	
		夜間早朝の場合 25%加算	366	732		990	
		深夜の場合 50%加算	440	880		1188	
			1回につき(20分)	2回(40分)で 複数名の時間が30分未満	2回(40分)で 複数名の時間が30分以上	2回を超える場合 3回(60分)で 複数名の時間が30分未満	2回を超える場合 3回(60分)で 複数名の時間が30分以上
複数名訪問加算(Ⅰ) 2人の看護師等 (保健師、看護師、 准看護師又は PT、OT、ST) (30分未満: +254) (30分以上: +402)		(30分未満)	547 293 + 254	840 (293 × 2) + 254		1046 (264 × 3) + 254	
		夜間・早朝 25%加算	620 366 + 254	986 (366 × 2) + 254		1244 (330 × 3) + 254	
		深夜 50%加算	694 440 + 254	1134 (440 × 2) + 254		1950 (396 × 3) + 254	
		(30分以上)			988 (293 × 2) + 402		1046 (264 × 3) + 402
		夜間・早朝 25%加算			1134 (366 × 2) + 402		1244 (330 × 3) + 402
		深夜 50%加算			1282 (440 × 2) + 402		1950 (396 × 3) + 402
複数名訪問加算(Ⅱ) 2人の看護師等 (看護補助者) (30分未満: +201) (30分以上: +317)		(30分未満)	494 293 + 201	787 (293 × 2) + 201		993 (264 × 3) + 201	
		夜間・早朝 25%加算	567 366 + 201	933 (366 × 2) + 201		1191 (330 × 3) + 201	
		深夜 50%加算	641 440 + 201	1081 (440 × 2) + 201		1389 (396 × 3) + 201	
		(30分以上)			988 (293 × 2) + 317		1109 (264 × 3) + 317
		夜間・早朝 25%加算			1134 (366 × 2) + 317		1307 (330 × 3) + 317
		深夜 50%加算			1282 (440 × 2) + 317		1505 (396 × 3) + 317

2章：合成単位以外の加算と減算

2章：合成単位以外の加算と減算

9

2章：合成単位以外の加算と減算

①: 同一建物減算

以下のいずれかの要件を満たす場合に同一建物減算が適用されます。

【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第十九号）の概要抜粋】

訪問看護同一建物減算1	訪問看護同一建物減算2
事業所と同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者が1月あたり20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者が1月あたり50人以上にサービスを行う場合
所定単位数の 10% 減算	所定単位数の 15% 減算

【費用の額の算定に関する基準（老企第36号 4(12)）】

訪問介護と同様であるので、2(14)を参照されたい。

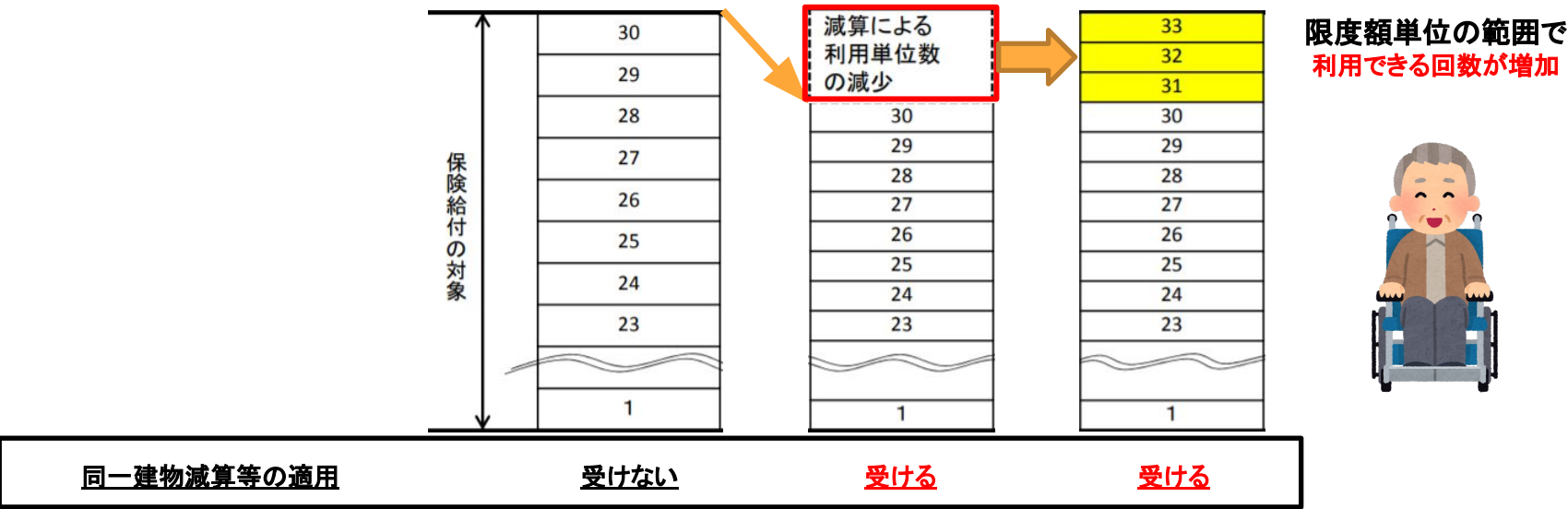
【費用の額の算定に関する基準（老企第36号 2(14)）】* 2(14)は訪問介護の基準でありこれを準用することになります

- ① 同一敷地内建物等の定義
注 10 における「同一敷地内建物等」とは、当該指定訪問介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定訪問介護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定訪問介護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。
- ② 同一の建物に 20 人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の定義
イ「当該指定訪問介護事業所における利用者が同一建物に 20 人以上居住する建物」とは、
①に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定訪問介護事業所の利用者が 20 人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。
ロ この場合の利用者数は、1 月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1 月間の利用者の数の平均は、当該月における 1 日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。また、当該指定訪問介護事業所が、第 1 号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。）と一体的な運営をしている場合、第 1 号訪問事業の利用者を含めて計算すること。
- ③ 当該減算は、指定訪問介護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。
（同一敷地内建物等に該当しないものの例）
・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合
・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合
④ ①及び②のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定訪問介護事業所の指定訪問介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。
- ⑤ 同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物の定義
イ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定訪問介護事業所の利用者が 50 人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。
ロ この場合の利用者数は、1 月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1 月間の利用者の数の平均は、当該月における 1 日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。

2章：合成単位以外の加算と減算

①: 同一建物減算

同一建物減算等の適用を受ける利用者の 区分支給限度基準額の管理 については、
当該減算を受ける者 と 受けない者との 公平性の観点から、**減算適用前の単位数を用いる**



訪問看護 運営指導（旧実地指導） 報酬請求指導（後編）

2章：合成単位以外の加算と減算

加算報酬		サービス内容略称	算定項目	
	同一建物減算	同一建物減算1	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算
		同一建物減算2	同一敷地内建物等の利用者30人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算
	特別地域訪問看護加算	特別地域訪問看護加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 15% 加算/1回につき
		特別地域訪問看護加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 15% 加算/1月につき
	小規模事業所加算	訪問看護小規模事業所加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 10% 加算/1回につき
		訪問看護小規模事業所加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 10% 加算/1月につき
	中山間地域等提供加算	訪問看護中山間地域等提供加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 5% 加算/1回につき
		訪問看護中山間地域等提供加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 5% 加算/1月につき
	緊急時訪問看護加算	緊急時訪問看護加算1	指定訪問看護ステーション	574単位 / 1月につき
		緊急時訪問看護加算2	医療機関	315単位 / 1月につき
	特別管理加算	訪問看護特別管理加算Ⅰ		500単位 / 1月につき
		訪問看護特別管理加算Ⅱ		250単位 / 1月につき
	ターミナルケア加算	訪問看護ターミナルケア加算		2000単位 / 死亡月につき
	特別指示減算	訪問看護特別指示減算	主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算	-97単位 / 1日につき
	初回加算	ニ 初回加算		300単位 / 1月につき
	退院時共同指導加算	ホ 退院時共同指導加算		600単位 / 1回につき
	訪問看護介護連携強化加算	ヘ 看護・介護職員連携強化加算		300単位 / 1月につき
	サービス提供体制強化加算	ト 看護体制強化加算(Ⅰ)	イ及びロを算定する場合	550単位 / 1月につき
		ト 看護体制強化加算(Ⅱ)	イ及びロを算定する場合	200単位 / 1月につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅰ 1	イ及びロを算定する場合	6単位 / 1回につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅰ 2	イ及びロを算定する場合	3単位 / 1回につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅱ 1	イ及びロを算定する場合	50単位 / 1月につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅱ 2	ハを算定する場合	25単位 / 1月につき

2章：合成単位以外の加算と減算

②：特別地域訪問看護加算

支給限度額管理の **対象外の算定項目**
算定については、**予め届出が必要**
※ 届出の詳細等については、各保険者にお問い合わせください。

特別地域訪問看護加算は、
離島や山村地域などにある事業所が行う訪問看護を評価するための加算です。
「厚生労働大臣が定める地域（[厚生労働省告示第百二十号](#)）」に定める地域に該当する事業所は、
特別地域加算(15%加算)の対象になります。

【 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （厚生省告示第十九号）の概要抜粋 】

特別地域訪問看護加算1	特別地域訪問看護加算2
イ及びロを算定する場合	ハを算定する場合
所定単位数の 15%加算 1回につき	所定単位数の 15%加算 1月につき

（イ：訪問看護ステーション、ロ：病院・診療所 / ハ：定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合）

【 費用の額の算定に関する基準（老企第36号 4(13) 特別地域訪問看護加算の取扱い） 】

この場合の**所定単位数**には、**緊急時訪問看護加算、特別管理加算 及び ターミナルケア加算は含めないこと。**

2章：合成単位以外の加算と減算

②：特別地域訪問看護加算

【厚生労働大臣が定める地域（厚生労働省告示第百二十号）】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)
別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注7の厚生労働大臣が別に定める地域

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
- 三 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 四 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
- 五 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島
- 六 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス及び同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス並びに同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援及び同法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援並びに同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス及び同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が別に定めるもの

<参考URL>https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab2675&dataType=0&pageNo=1

訪問看護 運営指導（旧実地指導） 報酬請求指導（後編）

2章：合成単位以外の加算と減算

サービス内容略称		算定項目		
加算報酬	同一建物減算	同一建物減算1	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算
		同一建物減算2	同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算
	特別地域訪問看護加算	特別地域訪問看護加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 15% 加算/1回につき
		特別地域訪問看護加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 15% 加算/1月につき
	小規模事業所加算	訪問看護小規模事業所加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 10% 加算/1回につき
		訪問看護小規模事業所加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 10% 加算/1月につき
	中山間地域等提供加算	訪問看護中山間地域等提供加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 5% 加算/1回につき
		訪問看護中山間地域等提供加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 5% 加算/1月につき
	緊急時訪問看護加算	緊急時訪問看護加算1	指定訪問看護ステーション	574単位 / 1月につき
		緊急時訪問看護加算2	医療機関	315単位 / 1月につき
	特別管理加算	訪問看護特別管理加算Ⅰ		500単位 / 1月につき
		訪問看護特別管理加算Ⅱ		250単位 / 1月につき
	ターミナルケア加算	訪問看護ターミナルケア加算		2000単位 / 死亡月につき
	特別指示減算	訪問看護特別指示減算	主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算	-97単位 / 1日につき
	初回加算	ニ 初回加算		300単位 / 1月につき
	退院時共同指導加算	ホ 退院時共同指導加算		600単位 / 1回につき
	訪問看護介護連携強化加算	ヘ 看護・介護職員連携強化加算		300単位 / 1月につき
	訪問看護体制強化加算	ト 看護体制強化加算(Ⅰ)	イ及びロを算定する場合	550単位 / 1月につき
		ト 看護体制強化加算(Ⅱ)	イ及びロを算定する場合	200単位 / 1月につき
	サービス提供体制強化加算	チ サービス提供体制強化加算Ⅰ 1	イ及びロを算定する場合	6単位 / 1回につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅱ 1	イ及びロを算定する場合	3単位 / 1回につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅰ 2	ハを算定する場合	50単位 / 1月につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅱ 2	ハを算定する場合	25単位 / 1月につき

 厚生労働省

2章：合成単位以外の加算と減算

③：中山間地域等における小規模事業所加算

支給限度額管理の **対象外の算定項目**
算定については、**予め届出が必要**
※ 届出の詳細等については、各保険者にお問い合わせください。

「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（[厚生労働省告示第八十三号](#)）」の
第一項に定められた中山間地域等に所在する事業所で、かつ、小規模事業所であると認められた事業所は、
「中山間地域等における小規模事業所加算」（10%加算）の対象になります。

【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第十九号）の概要抜粋】

中山間地域等における訪問看護小規模事業所加算1	中山間地域等における訪問看護小規模事業所加算2
イ及びロを算定する場合	ハを算定する場合
所定単位数の 10%加算 / <u>1回</u> につき	所定単位数の 10%加算 / <u>1月</u> につき

（イ：訪問看護ステーション、ロ：病院・診療所 / ハ：定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合）

【厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（厚生労働省告示第八十三号）】

一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注8の厚生労働大臣が別に定める地域厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成二十七年厚生労働省告示第九十三号)第二号のその他の地域であって、次のいずれかに該当する地域のうち厚生労働大臣が定める地域(平成二十四年厚生労働省告示第二百十号)に規定する地域を除いた地域(P14参照)

イ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯

ロ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地

ハ 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域

ニ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域

ホ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域

2章：合成単位以外の加算と減算

③：中山間地域等における小規模事業所加算

【厚生労働大臣が定める施設基準（厚生労働省告示第96号）】

四 指定訪問看護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費注8に係る施設基準
一月当たり延訪問回数が百回以下の指定訪問看護事業所であること。

<参考URL>https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab4585&dataTy=0&pageNo=1

【費用の額の算定に関する基準老企第36号 4(14)】

(14) 注8について（中山間地域における小規模事業所加算）
訪問介護と同様であるので、2(16)を参照されたい。
なお、当該加算は所定単位数の10%加算としているが、この場合の所定単位数には緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を含まないこと。



【費用の額の算定に関する基準老企第36号 2(16)】* 2(16)は訪問介護の基準でありこれを準用することになります

2(16) 注 12 の取扱い（中山間地域等における小規模事業所加算）

① 注 11 の「その一部として使用される事務所」とは、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等（以下「サテライト事業所」という。）を指し、例えば、本体の事業所が離島等以外に所在し、サテライト事業所が離島等に所在する場合、本体事業所を業務の本拠とする訪問介護員等による訪問介護は加算の対象とならず、サテライト事業所を業務の本拠とする訪問介護員等による訪問介護は加算の対象となるものであること。
サテライト事業所のみが離島等に所在する場合には、当該サテライト事業所を本拠とする訪問介護員等を明確にするとともに、当該サテライト事業所からの提供した具体的なサービスの内容等の記録を別に行い、管理すること。

② 延訪問回数は前年度（3月を除く）の1月当たりの平均延訪問回数をいうものとする。

③ 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む）については、直近の3月における1月当たりの平均延訪問回数を用いるものとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。平均延訪問回数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の回数を上回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。を提出しなければならない。

④ 当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があること。

訪問看護 運営指導（旧実地指導） 報酬請求指導（後編）

2章：合成単位以外の加算と減算

サービス内容略称		算定項目		
加算報酬	同一建物減算	同一建物減算1	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算
		同一建物減算2	同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算
	特別地域訪問看護加算	特別地域訪問看護加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 15% 加算/1回につき
		特別地域訪問看護加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 15% 加算/1月につき
	小規模事業所加算	訪問看護小規模事業所加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 10% 加算/1回につき
		訪問看護小規模事業所加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 10% 加算/1月につき
	中山間地域等提供加算	訪問看護中山間地域等提供加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 5% 加算/1回につき
		訪問看護中山間地域等提供加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 5% 加算/1月につき
	緊急時訪問看護加算	緊急時訪問看護加算1	指定訪問看護ステーション	574単位 / 1月につき
		緊急時訪問看護加算2	医療機関	315単位 / 1月につき
	特別管理加算	訪問看護特別管理加算Ⅰ		500単位 / 1月につき
		訪問看護特別管理加算Ⅱ		250単位 / 1月につき
	ターミナルケア加算	訪問看護ターミナルケア加算		2000単位 / 死亡月につき
	特別指示減算	訪問看護特別指示減算	主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算	-97単位 / 1日につき
	初回加算	ニ 初回加算		300単位 / 1月につき
	退院時共同指導加算	ホ 退院時共同指導加算		600単位 / 1回につき
	訪問看護介護連携強化加算	ヘ 看護・介護職員連携強化加算		300単位 / 1月につき
	訪問看護体制強化加算	ト 看護体制強化加算(Ⅰ)	イ及びロを算定する場合	550単位 / 1月につき
		ト 看護体制強化加算(Ⅱ)	イ及びロを算定する場合	200単位 / 1月につき
	サービス提供体制強化加算	チ サービス提供体制強化加算Ⅰ 1	イ及びロを算定する場合	6単位 / 1回につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅰ 2	ハを算定する場合	3単位 / 1回につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅱ 1	イ及びロを算定する場合	50単位 / 1月につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅱ 2	ハを算定する場合	25単位 / 1月につき

 厚生労働省

2章：合成単位以外の加算と減算

④：中山間地域等提供加算

支給限度額管理の 対象外の算定項目
届出不要

「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号）
第二項に定められた中山間地域等に居住する利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサービスを提
供した場合は、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」（5%加算）の対象になります。

【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第十九号）の概要抜粋】

訪問看護中山間地域等提供加算1	訪問看護中山間地域等提供加算2
イ及びロを算定する場合	ハを算定する場合
所定単位数の 5%加算 / 1回につき	所定単位数の 5%加算 / 1月につき

（イ：訪問看護ステーション、ロ：病院・診療所 / ハ：定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合）

【厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（厚生労働省告示第八十三号）】

- 二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注9の厚生労働大臣が別に定める地域
- イ 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- ロ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
- ハ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項に規定する豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
- ニ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
- ホ 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- ヘ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
- ト 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- チ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域
- リ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域
- ヌ 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

2章：合成単位以外の加算と減算

④：中山間地域等提供加算

【費用の額の算定に関する基準（老企第36号 4(15)）】

(15) 注9について（中山間地域等提供加算）

訪問介護と同様であるので、2(17)を参照されたい。

なお、当該加算は所定単位数の5%加算としているが、この場合の所定単位数には緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を含まないこと



【費用の額の算定に関する基準（老企第36号 2(17)）】* 2(17)は訪問介護の基準でありこれを準用することになります

2(17) 注 13 の取扱い（中山間地域等提供加算）

注 13 の加算を算定する利用者については、指定居宅サービス基準第 20条第3項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。

指定居宅サービス基準第 20条

3 指定訪問介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

<参考URL> https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82999404&dataType=0&pageNo=1

2章：合成単位以外の加算と減算

サービス内容略称		算定項目		
加算報酬	同一建物減算	同一建物減算1	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算
		同一建物減算2	同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算
	特別地域訪問看護加算	特別地域訪問看護加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 15% 加算/1回につき
		特別地域訪問看護加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 15% 加算/1月につき
	小規模事業所加算	訪問看護小規模事業所加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 10% 加算/1回につき
		訪問看護小規模事業所加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 10% 加算/1月につき
	中山間地域等提供加算	訪問看護中山間地域等提供加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 5% 加算/1回につき
		訪問看護中山間地域等提供加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 5% 加算/1月につき
	緊急時訪問看護加算	緊急時訪問看護加算1	指定訪問看護ステーション	574単位 / 1月につき
		緊急時訪問看護加算2	医療機関	315単位 / 1月につき
	特別管理加算	訪問看護特別管理加算Ⅰ		500単位 / 1月につき
		訪問看護特別管理加算Ⅱ		250単位 / 1月につき
	ターミナルケア加算	訪問看護ターミナルケア加算		2000単位 / 死亡月につき
	特別指示減算	訪問看護特別指示減算	主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算	－97単位 / 1日につき
	初回加算	ニ 初回加算		300単位 / 1月につき
	退院時共同指導加算	ホ 退院時共同指導加算		600単位 / 1回につき
	訪問看護介護連携強化加算	ヘ 看護・介護職員連携強化加算		250単位 / 1月につき
	訪問看護体制強化加算	ト 看護体制強化加算(Ⅰ)	イ及びロを算定する場合	550単位 / 1月につき
		ト 看護体制強化加算(Ⅱ)	イ及びロを算定する場合	200単位 / 1月につき
	サービス提供体制強化加算	チ サービス提供体制強化加算Ⅰ 1	イ及びロを算定する場合	6単位 / 1回につき
チ サービス提供体制強化加算Ⅱ 1		イ及びロを算定する場合	3単位 / 1回につき	
チ サービス提供体制強化加算Ⅰ 2		ハを算定する場合	50単位 / 1月につき	
チ サービス提供体制強化加算Ⅱ 2		ハを算定する場合	25単位 / 1月につき	

 日本薬価株式会社

2章：合成単位以外の加算と減算

⑤：緊急時訪問看護加算

緊急時訪問看護加算が創設された背景には、
「訪問看護による24時間の看護体制」への利用者のニーズの高まりがあり、
緊急時にも対応できる体制を取っている訪問看護事業所を評価する目的があります。

支給限度額管理の **対象外の算定項目**
算定については、**予め届出が必要**
※ 届出の詳細等については、各保険者にお問い合わせください。

【 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （厚生省告示第十九号）の概要抜粋 】

緊急時訪問看護加算	単位数
指定訪問看護ステーション	574単位／月
医療機関（病院・診療所）	315単位／月

【 費用の額の算定に関する基準（老企第36号 4(16)緊急時訪問看護加算について） 】

- ① 緊急時訪問看護加算については、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護を受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び 計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には 当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合 に加算する。
- ② 緊急時訪問看護加算については、当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に加算する ものとする。なお当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける **緊急時訪問看護加算** 並びに 同月に医療保険における訪問看護を利用した場合 の当該訪問看護における **24 時間対応体制加算は算定できないこと** 。

2章：合成単位以外の加算と減算

⑤：緊急時訪問看護加算

【費用の額の算定に関する基準（老企第36号 4(16)緊急時訪問看護加算について）】

③ 当該月において計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合については、当該緊急時訪問の所要時間に応じた所定単位数（准看護師による緊急時訪問の場合は所定単位数の100分の90）を算定する。**この場合、居宅サービス計画の変更を要する。**

なお、当該緊急時訪問を行った場合には、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算は算定できないが、1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定する。

④ 緊急時訪問看護加算は、**1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる**。
このため、緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けようとする利用者に説明するに当たっては、当該利用者に対して、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けていないか確認すること。

⑤ 訪問看護を担当する医療機関にあっては、緊急時訪問看護加算の届出は利用者や居宅介護支援事業所が訪問看護事業所を選定する上で必要な情報として届け出させること。
なお、訪問看護ステーションにおける緊急時訪問看護加算の算定に当たっては、第一の1(5)によらず、届出を受理した日から算定するものとする。

訪問看護 運営指導（旧実地指導） 報酬請求指導（後編）

2章：合成単位以外の加算と減算

サービス内容略称		算定項目		
加算報酬	同一建物減算	同一建物減算1	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算
		同一建物減算2	同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算
	特別地域訪問看護加算	特別地域訪問看護加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 15% 加算/1回につき
		特別地域訪問看護加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 15% 加算/1月につき
	小規模事業所加算	訪問看護小規模事業所加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 10% 加算/1回につき
		訪問看護小規模事業所加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 10% 加算/1月につき
	中山間地域等提供加算	訪問看護中山間地域等提供加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 5% 加算/1回につき
		訪問看護中山間地域等提供加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 5% 加算/1月につき
	緊急時訪問看護加算	緊急時訪問看護加算1	指定訪問看護ステーション	574単位 / 1月につき
		緊急時訪問看護加算2	医療機関	315単位 / 1月につき
	特別管理加算	訪問看護特別管理加算Ⅰ		500単位 / 1月につき
		訪問看護特別管理加算Ⅱ		250単位 / 1月につき
	ターミナルケア加算	訪問看護ターミナルケア加算		2000単位 / 死亡月につき
	特別指示減算	訪問看護特別指示減算	主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算	-97単位 / 1日につき
	初回加算	ニ 初回加算		300単位 / 1月につき
	退院時共同指導加算	ホ 退院時共同指導加算		600単位 / 1回につき
	訪問看護介護連携強化加算	ヘ 看護・介護職員連携強化加算		250単位 / 1月につき
	訪問看護体制強化加算	ト 看護体制強化加算(Ⅰ)	イ及びロを算定する場合	550単位 / 1月につき
		ト 看護体制強化加算(Ⅱ)	イ及びロを算定する場合	200単位 / 1月につき
	サービス提供体制強化加算	チ サービス提供体制強化加算Ⅰ 1	イ及びロを算定する場合	6単位 / 1回につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅰ 2	イ及びロを算定する場合	3単位 / 1回につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅱ 1	ハを算定する場合	50単位 / 1月につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅱ 2	ハを算定する場合	25単位 / 1月につき

2章：合成単位以外の加算と減算

⑥：特別管理加算

特別管理加算は、サービスの提供にあたり、特別な管理を必要とする利用者に対する計画的な管理を評価する加算です。

支給限度額管理の **対象外の算定項目**
算定については、**予め届出が必要**
※ 届出の詳細等については、各保険者にお問い合わせください。

【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第十九号）の概要抜粋】

特別管理加算（Ⅰ）	特別管理加算（Ⅱ）
500単位／月	250単位／月

【費用の額の算定に関する基準（老企第36号 4(17)特別管理加算について）】

- ① 特別管理加算については、利用者や居宅介護支援事業所が 訪問看護事業所を選定する上で必要な情報として 届け出させる こと。
- ② 特別管理加算は、当該月の 第1回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に算定 するものとする。
なお、当該加算を 介護保険で請求した場合 には、同月に 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 及び 看護小規模多機能型居宅介護 を利用した場合の当該各サービスにおける 特別管理加算 並びに同月に 医療保険における訪問看護を利用した場合の当該 訪問看護における特別管理加算は 算定できない こと。
- ③ 特別管理加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。
なお、2か所以上の事業所から訪問看護を利用する場合 については、その分配は 事業所相互の合議に委ねられる。
- ④ 「真皮を越える褥瘡の状態」とは、NPUAP (National Pressure Ulcer of Advisory Panel) 分類Ⅲ度若しくはⅣ度又はDESIGN分類（日本褥瘡学会によるもの）D3、D4若しくはD5に該当する状態をいう。
- ⑤ 「真皮を越える褥瘡の状態にある者」に対して特別管理加算算定する場合には、定期的（1週間に1回以上）に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価（褥瘡の深さ、滲出液、大きさ、炎症・感染、肉芽組織、壊死組織、ポケット）を行い、褥瘡の発生部位及び実施したケア（利用者の家族等に行う指導を含む）について 訪問看護記録書に記録 すること。
- ⑥ 「点滴注射を週三日以上行う必要があると認められる状態」とは、主治の医師が点滴注射を週三日以上行うことが必要である旨の指示を訪問看護事業所に対して行った場合であって、かつ、当該事業所の看護職員が週三日以上点滴注射を実施している状態をいう。
- ⑦ ⑥の状態にある者に対して特別管理加算を算定する場合は、点滴注射が終了した場合その他必要が認められる場合には、主治の医師に対して速やかに当該者の状態を報告するとともに、訪問看護記録書に点滴注射の実施内容を記録する こと。
- ⑧ 訪問の際、症状が重篤であった場合 には、速やかに医師による診療を受けることができるよう 必要な支援を行う こととする。

2章：合成単位以外の加算と減算

⑥：特別管理加算

特別管理加算(Ⅰ)の利用者要件

厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（厚生労働省告示第九十四号）
<参考URL>https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab4583&dataType=0&pageNo=1

- 七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注11(※1)の厚生労働大臣が定める区分
 - イ 特別管理加算(Ⅰ) 第六号イに規定する状態にある者に対して指定訪問看護を行う場合
 - ロ 特別管理加算(Ⅱ) 第六号ロ、ハ、ニ又はホに規定する状態にある者に対して指定訪問看護を行う場合

※1：指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護事業所が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、別に厚生労働大臣が定める区分に応じて、1月につき次に掲げる所定単位数を特別管理加算として加算する。
ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 特別管理加算(Ⅰ) 500単位
- (2) 特別管理加算(Ⅱ) 250単位

特別管理加算(Ⅰ)の利用者要件	単位数
厚生労働大臣が定める基準として、次のいずれかに該当する状態 「イ」:在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態 :在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 :気管カニューレを使用している状態 :留置カテーテルを使用している状態	500単位／月

2章：合成単位以外の加算と減算

⑥：特別管理加算

特別管理加算(Ⅱ)の利用者要件

厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（厚生労働省告示第九十四号）
<参考URL>https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab4583&dataType=0&pageNo=1

- 七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注11(※1)の厚生労働大臣が定める区分
 - イ 特別管理加算(Ⅰ) 第六号イに規定する状態にある者に対して指定訪問看護を行う場合
 - ロ 特別管理加算(Ⅱ) 第六号ロ、ハ、ニ又はホに規定する状態にある者に対して指定訪問看護を行う場合

特別管理加算(Ⅱ)の利用者要件	単位数
厚生労働大臣が定める基準として、次のいずれかに該当する状態 「ロ」:在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態 :在宅血液透析指導管理を受けている状態 :在宅酸素療法指導管理を受けている状態 :在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態 :在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態 :在宅自己導尿指導管理を受けている状態 :在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態 :在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態 :在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 「ハ」:人工肛門または人工膀胱を設置している状態 「ニ」:真皮を越える褥瘡の状態(MPUAP分類Ⅲ度またはⅣ度、DESIGN分類D3、D4、D5) 「ホ」:点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	250単位／月

2章：合成単位以外の加算と減算

サービス内容略称		算定項目		
加算報酬	同一建物減算	同一建物減算1	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算
		同一建物減算2	同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算
	特別地域訪問看護加算	特別地域訪問看護加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 15% 加算/1回につき
		特別地域訪問看護加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 15% 加算/1月につき
	小規模事業所加算	訪問看護小規模事業所加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 10% 加算/1回につき
		訪問看護小規模事業所加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 10% 加算/1月につき
	中山間地域等提供加算	訪問看護中山間地域等提供加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 5% 加算/1回につき
		訪問看護中山間地域等提供加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 5% 加算/1月につき
	緊急時訪問看護加算	緊急時訪問看護加算1	指定訪問看護ステーション	574単位 / 1月につき
		緊急時訪問看護加算2	医療機関	315単位 / 1月につき
	特別管理加算	訪問看護特別管理加算Ⅰ		500単位 / 1月につき
		訪問看護特別管理加算Ⅱ		250単位 / 1月につき
	ターミナルケア加算	訪問看護ターミナルケア加算		2000単位 / 死亡月につき
	特別指示減算	訪問看護特別指示減算	主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算	-97単位 / 1日につき
	初回加算	ニ 初回加算		300単位 / 1月につき
	退院時共同指導加算	ホ 退院時共同指導加算		600単位 / 1回につき
	訪問看護介護連携強化加算	ヘ 看護・介護職員連携強化加算		250単位 / 1月につき
	訪問看護体制強化加算	ト 看護体制強化加算(Ⅰ)	イ及びロを算定する場合	550単位 / 1月につき
		ト 看護体制強化加算(Ⅱ)	イ及びロを算定する場合	200単位 / 1月につき
サービス提供体制強化加算		チ サービス提供体制強化加算Ⅰ 1	イ及びロを算定する場合	6単位 / 1回につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅰ 2	イ及びロを算定する場合	3単位 / 1回につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅱ 1	イ及びロを算定する場合	50単位 / 1月につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅱ 2	ハを算定する場合	25単位 / 1月につき

2章：合成単位以外の加算と減算

⑦：ターミナルケア加算

支給限度額管理の **対象外の算定項目**
算定については、**予め届出が必要**
※ 届出の詳細等については、各保険者にお問い合わせください。

利用者の尊厳を維持し、その人らしく最期を迎えられるような療養上の支援を行う体制を構築していることと、実際の取り組み（実績）の両面で評価する加算です。

【 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （厚生省告示第十九号）の概要抜粋 】

ターミナルケア加算	単位数
死亡月につき	2000単位／月

【 厚生労働大臣が定める施設基準 （厚生労働省告示第95号）】

八 訪問看護費におけるターミナルケア加算の基準

- イ ターミナルケアを受ける利用者について二十四時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、指定訪問看護を行うことができる体制を整備していること。
- ロ 主治の医師との連携の下に、指定訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。
- ハ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。

2章：合成単位以外の加算と減算

⑦：ターミナルケア加算

【費用の額の算定に関する基準（老企第36号 4(18)ターミナルケア加算について）】

- ① ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、**死亡月に算定**する。
- ② 一人の利用者に対し、**1か所の事業所に限り**算定できる。
＜ターミナルケア加算を介護保険で請求した場合＞
 - ・同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合
⇒当該各サービスにおけるターミナルケア加算は**算定できない**。
 - ・同月に医療保険における訪問看護を利用した場合
⇒訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算は**算定できない**。
- ③ 一の事業所において、死亡日及び死亡日前14日以内に**医療保険**又は**介護保険**の給付の対象となる訪問看護をそれぞれ1日以上実施した場合は、**最後に実施した保険制度において**ターミナルケア加算等を算定する。
この場合：他制度のターミナルケア加算等は算定できないこと。
- ④ ターミナルケアの提供においては、次に掲げる事項を**訪問看護記録書**に記録しなければならない。
 - ア 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録
 - イ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録
 - ウ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録※ウについては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応すること。
- ⑤ ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡が確認される場合等については、**ターミナルケア加算を算定することができる**ものとする。
- ⑥ ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者と十分な連携を図るよう努めること。

2章：合成単位以外の加算と減算

サービス内容略称		算定項目		
加算報酬	同一建物減算	同一建物減算1	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算
		同一建物減算2	同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算
	特別地域訪問看護加算	特別地域訪問看護加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 15% 加算/1回につき
		特別地域訪問看護加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 15% 加算/1月につき
	小規模事業所加算	訪問看護小規模事業所加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 10% 加算/1回につき
		訪問看護小規模事業所加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 10% 加算/1月につき
	中山間地域等提供加算	訪問看護中山間地域等提供加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 5% 加算/1回につき
		訪問看護中山間地域等提供加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 5% 加算/1月につき
	緊急時訪問看護加算	緊急時訪問看護加算1	指定訪問看護ステーション	574単位 / 1月につき
		緊急時訪問看護加算2	医療機関	315単位 / 1月につき
	特別管理加算	訪問看護特別管理加算Ⅰ		500単位 / 1月につき
		訪問看護特別管理加算Ⅱ		250単位 / 1月につき
	ターミナルケア加算	訪問看護ターミナルケア加算		2000単位 / 死亡月につき
	特別指示減算	訪問看護特別指示減算	主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の回数につき減算	＝97単位 / 1日につき
	初回加算	ニ 初回加算		300単位 / 1月につき
	退院時共同指導加算	ホ 退院時共同指導加算		600単位 / 1回につき
	訪問看護介護連携強化加算	ヘ 看護・介護職員連携強化加算		250単位 / 1月につき
	訪問看護体制強化加算	ト 看護体制強化加算（Ⅰ）	イ及びロを算定する場合	550単位 / 1月につき
		ト 看護体制強化加算（Ⅱ）	イ及びロを算定する場合	200単位 / 1月につき
	サービス提供体制強化加算	チ サービス提供体制強化加算Ⅰ 1	イ及びロを算定する場合	6単位 / 1回につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅰ 2	イ及びロを算定する場合	3単位 / 1回につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅱ 1	ハを算定する場合	50単位 / 1月につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅱ 2	ハを算定する場合	25単位 / 1月につき

2章：合成単位以外の加算と減算

⑧：特別指示減算

- ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合の減算 について
指定訪問看護を利用しようとする者の主治の医師が、当該利用者が急性増悪等により（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）
一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、
当該指示の日数に応じて、**1日につき97単位を所定単位数から減算**する。

【費用の額の算定に関する基準（老企第36号 4(19)主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い）】

利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示（**訪問看護ステーションにおいては特別指示書の交付**）があった場合は、
交付の日から14日間を限度として医療保険の給付対象となるものであり、
（介護保険での）**訪問看護費は算定しない。**

医療機関の訪問看護の利用者について、
急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要があつて、
医療保険の給付対象となる場合には、**頻回の訪問看護が必要な理由、その期間等については、診療録に記載しなければならない。**

訪問看護 運営指導（旧実地指導） 報酬請求指導（後編）

2章：合成単位以外の加算と減算

加算報酬		サービス内容略称	算定項目	
加算報酬	同一建物減算	同一建物減算1	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算
		同一建物減算2	同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算
	特別地域訪問看護加算	特別地域訪問看護加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 15% 加算/1回につき
		特別地域訪問看護加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 15% 加算/1月につき
	小規模事業所加算	訪問看護小規模事業所加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 10% 加算/1回につき
		訪問看護小規模事業所加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 10% 加算/1月につき
	中山間地域等提供加算	訪問看護中山間地域等提供加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 5% 加算/1回につき
		訪問看護中山間地域等提供加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 5% 加算/1月につき
	緊急時訪問看護加算	緊急時訪問看護加算1	指定訪問看護ステーション	574単位 / 1月につき
		緊急時訪問看護加算2	医療機関	315単位 / 1月につき
	特別管理加算	訪問看護特別管理加算Ⅰ		500単位 / 1月につき
		訪問看護特別管理加算Ⅱ		250単位 / 1月につき
	ターミナルケア加算	訪問看護ターミナルケア加算		2000単位 / 死亡月につき
	特別指示減算	訪問看護特別指示減算	主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算	97単位 / 1日につき
	初回加算	ニ 初回加算		300単位 / 1月につき
	退院時共同指導加算	ホ 退院時共同指導加算		600単位 / 1回につき
	訪問看護介護連携強化加算	ヘ 看護・介護職員連携強化加算		250単位 / 1月につき
	サービス提供体制強化加算	ト 看護体制強化加算（Ⅰ）	イ及びロを算定する場合	550単位 / 1月につき
		ト 看護体制強化加算（Ⅱ）	イ及びロを算定する場合	200単位 / 1月につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅰ 1	イ及びロを算定する場合	6単位 / 1回につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅰ 2	イ及びロを算定する場合	3単位 / 1回につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅱ 1	ハを算定する場合	50単位 / 1月につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅱ 2	ハを算定する場合	25単位 / 1月につき

2章：合成単位以外の加算と減算

⑨：初回加算

初回加算は、

利用者が過去2月間（暦月）において、訪問看護事業所から訪問看護（医療保険の訪問看護を含む。）の提供を受けていない場合であって新たに訪問看護計画書を作成した場合に算定できる加算です。

【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第十九号）の概要抜粋】

初回加算	単位数
初回の指定訪問看護を行った場合	300単位 / 1月につき

※ **介護予防訪問看護**を利用していた者が、要介護認定の更新に伴って一体運営の訪問看護事業所からサービス提供を受ける場合は、過去2月以内に介護予防訪問看護の利用がある場合でも初回加算は算定可能。

平成24年度介護報酬改定に関する関係 Q&A（平成24年3月16日）について問38より：

<参考URL> <https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryuu-files/resources/936202df-5796-4149-9bc4-288283e85dcd/%E4%BB%8B%E8%AD%B7%E4%BF%9D%E9%99%BA%E6%9C%80%E6%96%B0%E6%83%85%E5%A0%B1vol.267.pdf>

訪問看護 運営指導（旧実地指導） 報酬請求指導（後編）

2章：合成単位以外の加算と減算

加算報酬		サービス内容略称	算定項目	
加算報酬	同一建物減算	同一建物減算1	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算
		同一建物減算2	同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算
	特別地域訪問看護加算	特別地域訪問看護加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 15% 加算/1回につき
		特別地域訪問看護加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 15% 加算/1月につき
	小規模事業所加算	訪問看護小規模事業所加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 10% 加算/1回につき
		訪問看護小規模事業所加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 10% 加算/1月につき
	中山間地域等提供加算	訪問看護中山間地域等提供加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 5% 加算/1回につき
		訪問看護中山間地域等提供加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 5% 加算/1月につき
	緊急時訪問看護加算	緊急時訪問看護加算1	指定訪問看護ステーション	574単位 / 1月につき
		緊急時訪問看護加算2	医療機関	315単位 / 1月につき
	特別管理加算	訪問看護特別管理加算Ⅰ		500単位 / 1月につき
		訪問看護特別管理加算Ⅱ		250単位 / 1月につき
	ターミナルケア加算	訪問看護ターミナルケア加算		2000単位 / 死亡月につき
	特別指示減算	訪問看護特別指示減算	主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算	-97単位 / 1日につき
	初回加算	ニ 初回加算		300単位 / 1月につき
	退院時共同指導加算	ホ 退院時共同指導加算		600単位 / 1回につき
	訪問看護介護連携強化加算	ヘ 看護・介護職員連携強化加算		250単位 / 1月につき
	サービス提供体制強化加算	ト 看護体制強化加算(Ⅰ)	イ及びロを算定する場合	550単位 / 1月につき
		ト 看護体制強化加算(Ⅱ)	イ及びロを算定する場合	200単位 / 1月につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅰ 1	イ及びロを算定する場合	6単位 / 1回につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅱ 1	イ及びロを算定する場合	3単位 / 1回につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅰ 2	ハを算定する場合	50単位 / 1月につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅱ 2	ハを算定する場合	25単位 / 1月につき

2章：合成単位以外の加算と減算

⑩：退院時共同指導加算

退院時共同指導加算は、
病院、診療所または老健施設などに入院・入所する 患者・入所者が退院または退所するにあたり、訪問看護ステーションの看護師が 入院先の医師・看護師と共同で指導を行った場合 に算定できる加算です。

【 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （厚生省告示第十九号） 】

退院時共同指導加算	単位数
注 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が <u>退院又は退所するに当たり</u>、指定訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)が、<u>退院時共同指導</u>(当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その <u>内容を文書により提供すること</u>をいう。)を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する<u>初回の指定訪問看護を行った場合に</u>、退院時共同指導加算として、<u>当該退院又は退所につき1回</u>(特別な管理を必要とする利用者については、2回)に限り、<u>所定単位数を加算する。</u> ただし、初回加算を算定する場合は、退院時共同指導加算は算定しない。	600単位/ 1月につき

2章：合成単位以外の加算と減算

⑩：退院時共同指導加算

【費用の額の算定に関する基準（老企第36号 4(22)退院時共同指導加算について）】

- ① 退院時共同指導加算は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり訪問看護ステーションの看護師等が、退院時共同指導を行った後に当該者の退院又は退所後、初回の訪問看護を実施した場合に、1人の利用者に当該者の退院又は退所につき1回（厚生労働大臣が定める状態（利用者等告示第6号を参照のこと。にある利用者について、複数日に退院時共同指導を行った場合には2回）に限り、当該加算を算定できること。この場合の当該加算は、初回の訪問看護を実施した日に算定すること。
- なお、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定できること。
- また、退院時共同指導は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該者又はその看護に当たる者の同意を得なければならない。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
- ② 2回の当該加算の算定が可能である利用者①の厚生労働大臣が定める状態の者に対して複数の訪問看護ステーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所が退院時共同指導を行う場合にあっては、1回ずつの算定も可能であること。
- ③ 複数の訪問看護ステーション等が退院時共同指導を行う場合は、主治の医師の所属する保険医療機関、介護老人保健施設若しくは介護医療院に対し他の訪問看護ステーション等における退院時共同指導の実施の有無について確認すること。
- ④ 退院時共同指導加算を介護保険で請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける退院時共同指導加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における当該加算算定できないこと（②の場合を除く。）。
- ⑤ 退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護記録書に記録すること。

厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（厚生労働省告示第九十四号）

六 厚生労働大臣が定める状態

次のいずれかに該当する状態

イ 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

ロ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

ニ 真皮を越える褥瘡の状態

ホ 点滴注射を週三日以上行う必要があると認められる状態

2章：合成単位以外の加算と減算

サービス内容略称		算定項目		
加算報酬	同一建物減算	同一建物減算1	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算
		同一建物減算2	同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算
	特別地域訪問看護加算	特別地域訪問看護加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 15% 加算/1回につき
		特別地域訪問看護加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 15% 加算/1月につき
	小規模事業所加算	訪問看護小規模事業所加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 10% 加算/1回につき
		訪問看護小規模事業所加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 10% 加算/1月につき
	中山間地域等提供加算	訪問看護中山間地域等提供加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 5% 加算/1回につき
		訪問看護中山間地域等提供加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 5% 加算/1月につき
	緊急時訪問看護加算	緊急時訪問看護加算1	指定訪問看護ステーション	574単位 / 1月につき
		緊急時訪問看護加算2	医療機関	315単位 / 1月につき
	特別管理加算	訪問看護特別管理加算Ⅰ		500単位 / 1月につき
		訪問看護特別管理加算Ⅱ		250単位 / 1月につき
	ターミナルケア加算	訪問看護ターミナルケア加算		2000単位 / 死亡月につき
	特別指示減算	訪問看護特別指示減算	主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算	-97単位 / 1日につき
	初回加算	ニ 初回加算		300単位 / 1月につき
	退院時共同指導加算	ホ 退院時共同指導加算		600単位 / 1回につき
	訪問看護介護連携強化加算	ヘ 看護・介護職員連携強化加算		250単位 / 1月につき
	訪問看護体制強化加算	ト 看護体制強化加算(Ⅰ)	イ及びロを算定する場合	550単位 / 1月につき
		ト 看護体制強化加算(Ⅱ)	イ及びロを算定する場合	200単位 / 1月につき
	サービス提供体制強化加算	チ サービス提供体制強化加算Ⅰ 1	イ及びロを算定する場合	6単位 / 1回につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅰ 2	イ及びロを算定する場合	3単位 / 1回につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅱ 1	ハを算定する場合	50単位 / 1月につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅱ 2	ハを算定する場合	25単位 / 1月につき

2章：合成単位以外の加算と減算

⑪：訪問看護介護連携強化加算

訪問看護介護連携強化加算は、
訪問介護事業所と連携して利用者に係る 計画作成の支援等を行った場合 を評価する加算です。

算定については、**予め届出が必要**
※ 届出の詳細等については、各保険者にお問い合わせください。

【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第十九号）の概要抜粋】

訪問看護介護連携強化加算	単位数
1月に1回に限り	250単位 / 月

【費用の額の算定に関する基準（老企第36号 4(23)看護・介護職員連携強化加算について）】

- ① 看護・介護職員連携強化加算は、訪問看護事業所の看護職員が、訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等の業務が円滑に行われるよう、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応についての助言を行うとともに訪問介護員等と同行し、利用者の居宅において業務の実施状況について確認した場合、又は利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合に算定する。
なお、訪問介護員等と同行訪問した場合や会議に出席した場合は、その内容を訪問看護記録書に記録すること。
- ② ①の訪問介護員等と同行訪問を実施した日又は会議に出席した日の属する月の初日の訪問看護の実施日に加算する。
- ③ 訪問看護が24時間行える体制を整えている事業所として緊急時訪問看護加算の届け出をしている場合に算定可能である。
- ④ 訪問看護事業所の看護職員が、訪問介護員等と同行し、たんの吸引等の実施状況を確認する際、通常の訪問看護の提供以上に時間を要した場合であっても、ケアプラン上に位置づけられた訪問看護費を算定する。
- ⑤ 訪問介護員等のたんの吸引等の技術不足を補うために同行訪問を実施することを目的としたものではないため、訪問介護員等のたんの吸引等に係る基礎的な技術取得や研修目的で、訪問看護事業所の看護職員が同行訪問を実施した場合は、加算及び訪問看護費は算定できない。

訪問看護 運営指導（旧実地指導） 報酬請求指導（後編）

2章：合成単位以外の加算と減算

サービス内容略称		算定項目		
加算報酬	同一建物減算	同一建物減算1	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算
		同一建物減算2	同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算
	特別地域訪問看護加算	特別地域訪問看護加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 15% 加算/1回につき
		特別地域訪問看護加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 15% 加算/1月につき
	小規模事業所加算	訪問看護小規模事業所加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 10% 加算/1回につき
		訪問看護小規模事業所加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 10% 加算/1月につき
	中山間地域等提供加算	訪問看護中山間地域等提供加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 5% 加算/1回につき
		訪問看護中山間地域等提供加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 5% 加算/1月につき
	緊急時訪問看護加算	緊急時訪問看護加算1	指定訪問看護ステーション	574単位 / 1月につき
		緊急時訪問看護加算2	医療機関	315単位 / 1月につき
	特別管理加算	訪問看護特別管理加算Ⅰ		500単位 / 1月につき
		訪問看護特別管理加算Ⅱ		250単位 / 1月につき
	ターミナルケア加算	訪問看護ターミナルケア加算		2000単位 / 死亡月につき
	特別指示減算	訪問看護特別指示減算	主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算	-97単位 / 1日につき
	初回加算	ニ 初回加算		300単位 / 1月につき
	退院時共同指導加算	ホ 退院時共同指導加算		600単位 / 1回につき
	訪問看護介護連携強化加算	ヘ 看護・介護職員連携強化加算		250単位 / 1月につき
	訪問看護体制強化加算	ト 看護体制強化加算(Ⅰ)	イ及びロを算定する場合	550単位 / 1月につき
		ト 看護体制強化加算(Ⅱ)	イ及びロを算定する場合	200単位 / 1月につき
	サービス提供体制強化加算	チ サービス提供体制強化加算Ⅰ 1	イ及びロを算定する場合	6単位 / 1回につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅱ 1	イ及びロを算定する場合	3単位 / 1回につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅰ 2	ハを算定する場合	50単位 / 1月につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅱ 2	ハを算定する場合	25単位 / 1月につき

 厚生労働省

2章：合成単位以外の加算と減算

⑫：訪問看護体制強化加算

算定については、**予め届出が必要**
※ 届出の詳細等については、各保険者にお問い合わせください。

訪問看護体制強化加算は、
訪問看護・介護予防訪問看護において、医療ニーズの高い利用者 への 訪問看護の提供体制を強化した
場合に算定する加算です。

【 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(厚生省告示第十九号) の概要抜粋 】

厚生労働大臣が定める基準（厚生労働省告示第九十五号）
九 訪問看護費における看護体制強化加算の基準の要約表

	看護体制強化加算(Ⅰ)		看護体制強化加算(Ⅱ)	
	550単位／月		200単位／月	
	イ 指定訪問看護ステーション	ロ 指定訪問看護ステーション以外	イ 指定訪問看護ステーション	ロ 指定訪問看護ステーション以外
算定日が属する月の 前六月間において 、訪問看護事業所における利用者の総数のうち、 緊急時訪問看護加算 を算定した利用者の占める割合が 50%以上 であること。	○	○	○	○
算定日が属する月の 前六月間において 、訪問看護事業所における利用者の総数のうち、 特別管理加算 を算定した利用者の占める割合が 20%以上 であること。	○	○	○	○
算定日が属する月の 前十二月間において 、訪問看護事業所における ターミナルケア加算 を算定した利用者が 五名以上 であること。	○	○		
算定日が属する月の 前十二月間において 、訪問看護事業所における ターミナルケア加算 を算定した利用者が 二名以上 であること。			○	○
当該事業所において訪問看護の提供に当たる従業者の総数のうち、 看護職員の占める割合が60%以上 であること。 ただし、訪問看護の事業と介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合における、割合の算定にあつては、訪問看護を提供する従業者と介護予防訪問看護を提供する従業者の合計数のうち、看護職員の占める割合によるものとする。	○	—	○	—

2章：合成単位以外の加算と減算

⑫：訪問看護体制強化加算

【費用の額の算定に関する基準（老企第36号 4(24) 看護体制強化加算について）】

- ① **大臣基準告示第9号イ(1)(一)**の基準（緊急時訪問看護加算）における利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前6月間当たりの割合を算出すること。
ア 指定訪問看護事業所における特別管理加算を算定した実利用者数
イ 指定訪問看護事業所における実利用者の総数
- ② **大臣基準告示第9号イ(1)(二)**の基準（特別管理加算）における利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前6月間当たりの割合を算出すること。
ア 指定訪問看護事業所における特別管理加算を算定した実利用者数
イ 指定訪問看護事業所における実利用者の総数
- ③ ①及び②に規定する実利用者数は、前6月間において、当該事業所が提供する訪問看護を2回以上利用した者又は当該事業所で当該加算を2回以上算定した者であっても、1として数えること。
そのため、①及び②に規定する割合の算出において、利用者には、当該指定訪問看護事業所を現に利用していない者も含むことに留意すること。
- ④ 看護職員の占める割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前月（暦月）の平均を用いることとする。
なお、当該割合が 100 分の 60 から1割を超えて減少した場合（100 分の 54 を下回った場合）には、その翌月から看護体制強化加算を算定できないものとし、1割の範囲内で減少した場合（100 分の 54 以上 100 分の 60 未満であった場合）には、その翌々月から当該加算を算定できないものとする（ただし、翌月の末日において 100 分の 60 以上となる場合を除く。）。
- ⑤ 看護体制強化加算を算定するに当たっては、当該指定訪問看護事業所の看護師等が、当該加算の 内容について利用者又はその家族への説明を行い、同意を得ること。
- ⑥ 看護体制強化加算を算定するに当たっては、医療機関との連携のもと、看護職員の出向や研修派遣などの相互人材交流を通じて在宅療養支援能力の向上を支援し、地域の訪問看護人材の確保・育成に寄与する取り組みを実施していることが望ましい。
- ⑦ 看護体制強化加算を算定するに当たっては、大臣基準告示第9号イ(1)(一)、イ(1)(二)及びイ(1)(四)の割合並びにイ(1)(三)及びロ(1)(二)の人数について、継続的に所定の基準を維持しなければならない。なお、その割合及び人数については、台帳等により毎月記録するものとし、所定の基準を下回った場合については、直ちに第1の5に規定する届出を提出しなければならないこと。
- ⑧ 看護体制強化加算は、訪問看護事業所の利用者によって（Ⅰ）又は（Ⅱ）を 選択的に算定することができないものであり、当該訪問看護事業所において いずれか一方のみを選択し、届出を行うこと。

訪問看護 運営指導（旧実地指導） 報酬請求指導（後編）

2章：合成単位以外の加算と減算

サービス内容略称		算定項目		
加算報酬	同一建物減算	同一建物減算1	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算
		同一建物減算2	同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算
	特別地域訪問看護加算	特別地域訪問看護加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 15% 加算 /1回につき
		特別地域訪問看護加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 15% 加算 /1月につき
	小規模事業所加算	訪問看護小規模事業所加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 10% 加算 /1回につき
		訪問看護小規模事業所加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 10% 加算 /1月につき
	中山間地域等提供加算	訪問看護中山間地域等提供加算1	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 5% 加算 /1回につき
		訪問看護中山間地域等提供加算2	ハを算定する場合	所定単位数の 5% 加算 /1月につき
	緊急時訪問看護加算	緊急時訪問看護加算1	指定訪問看護ステーション	574単位 / 1月につき
		緊急時訪問看護加算2	医療機関	315単位 / 1月につき
	特別管理加算	訪問看護特別管理加算Ⅰ		500単位 / 1月につき
		訪問看護特別管理加算Ⅱ		250単位 / 1月につき
	ターミナルケア加算	訪問看護ターミナルケア加算		2000単位 / 死亡月につき
	特別指示減算	訪問看護特別指示減算	主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算	-97単位 / 1日につき
	初回加算	ニ 初回加算		300単位 / 1月につき
	退院時共同指導加算	ホ 退院時共同指導加算		600単位 / 1回につき
	訪問看護介護連携強化加算	ヘ 看護・介護職員連携強化加算		250単位 / 1月につき
	訪問看護体制強化加算	ト 看護体制強化加算(Ⅰ)	イ及びロを算定する場合	550単位 / 1月につき
		ト 看護体制強化加算(Ⅱ)	イ及びロを算定する場合	200単位 / 1月につき
	サービス提供体制強化加算	チ サービス提供体制強化加算Ⅰ 1	イ及びロを算定する場合	6単位 / 1回につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅱ 1	イ及びロを算定する場合	3単位 / 1回につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅰ 2	ハを算定する場合	50単位 / 1月につき
		チ サービス提供体制強化加算Ⅱ 2	ハを算定する場合	25単位 / 1月につき

2章：合成単位以外の加算と減算

⑬：サービス提供体制強化加算

支給限度額管理の **対象外の算定項目**
算定については、**予め届出が必要**
※ 届出の詳細等については、各保険者にお問い合わせください。

サービス提供体制強化加算は、
サービス提供体制を特に強化して基準を満たし、届出を行った介護事業所に対して算定される加算です。

厚生労働大臣が定める基準（厚生労働省告示第九十五号）
十 訪問看護費におけるサービス提供体制強化加算の基準 要約表

	サービス提供体制加算 Ⅰ 1	サービス提供体制加算 Ⅱ 1	サービス提供体制加算 Ⅰ 2	サービス提供体制加算 Ⅱ 2
	イ及びロを算定する場合		ハを算定する場合	
	6単位(1回につき)	3単位(1回につき)	50単位(1月につき)	25単位(1月につき)
全ての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。	○	○	○	○
利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。	○	○	○	○
事業所の全ての看護師等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。	○	○	○	○
事業所の看護師等の総数のうち、 勤続年数七年以上の者の占める割合が30%以上であること。	○		○	
事業所の看護師等の総数のうち、 勤続年数三年以上の者の占める割合が30%以上であること。		○		○

(イ：訪問看護ステーション、ロ：病院・診療所 / ハ：定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合)

2章：合成単位以外の加算と減算

⑬：サービス提供体制強化加算

【費用の額の算定に関する基準（老企第36号 4(25)）⇒（老企第36号3(9)を参照）】*3(9)は訪問入浴介護の基準でありこれを準用することになります。

① 研修について

訪問看護従業者ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該 研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問看護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

② 会議の開催について

「利用者に関する情報若しくは サービス提供に当たっての留意事項に係る伝達」又は当該指定訪問看護事業所における訪問看護 従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問看護 従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必要がある。また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家族を含む環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

③ 健康診断等について

健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問看護従業者も含めて、少なくとも一年以内ごとに一回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、当該健康診断等が一年以内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月以降届出が可能となるものであること。

⑤ 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。

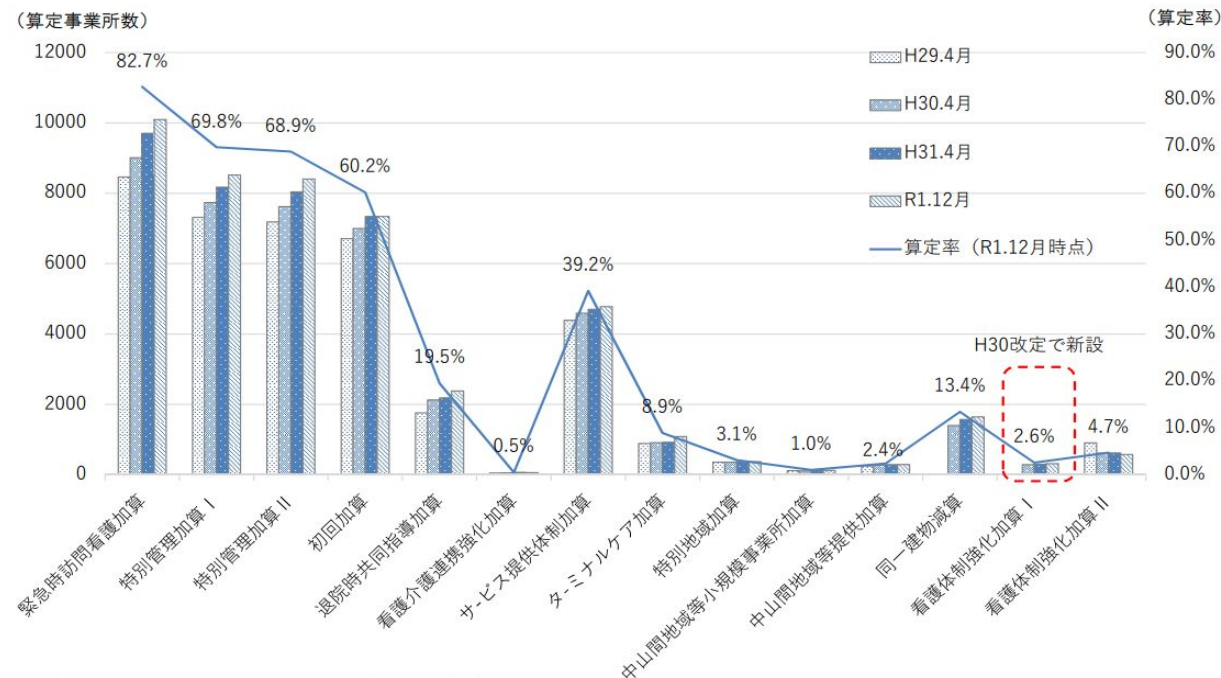
なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。

⑥ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。

⑦ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

⑧ 同一の事業所において介護予防訪問看護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

訪問看護における主な加算等の算定状況



※各月の加算算定事業所及び請求事業所を介護保険総合データベースから集計
 ※算定率は、各審査月の加算算定事業所／請求事業所数により算出した
 ※算定事業所数には、訪問看護ステーション、病院・診療所を含む。

今回は、「**実地指導 報酬請求導（後編）**」として、
介護報酬における「加算・減算」についてのお話をさせていただきました。
実地指導での「**報酬請求指導**」についての理解が増し、引き続き理解を深めていきたいと思っていただけだとすれば大変うれしく思います。

また、こちらの研修動画のほかに「**基本報酬**」に関して、
「**実地指導 報酬請求導（前編）**」の研修動画もご用意しております。
こちらの研修動画についても、ご視聴いただくことで、訪問看護の実地指導時に把握しておくべき事柄についての理解が深まると思われますので、必要に応じてご視聴いただけましたら幸いです。

ご視聴ありがとうございました